

吹田市公告第 3 1 7 号

令和 4 年度吹田市学校規模適正化支援業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 4 年 6 月 7 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

令和 4 年度吹田市学校規模適正化支援業務

2 業務場所

吹田市教育委員会（吹田市朝日町 3 番 401 号）他

3 業務委託期間

令和 4 年 6 月 2 3 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

4 業務概要

令和 4 年度に学校規模適正化の実施計画の素案を作成するにあたり、今までに実施した児童生徒数推計やシミュレーションの更新、資料作成などの業務補助を行うことに加え、実施計画素案策定後に保護者などに向けた説明会及びその周知を円滑に行うための補助を行う。

5 入札保証金

吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

6 契約保証金

落札者は、契約金額の 1 年当たりの額の 100 分の 10 以上の保証を納付する。免除については吹田市財務規則第 115 条に基づき取り扱う。

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更正計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (3) 本市の競争入札参加資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託）の登録業者であること。
- (4) 公告の日から入札執行日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 本市及び他市において通学区域の見直しを含めた学校規模適正化に係る業務（※）の実績があること。

※ 各学校区単位の児童・生徒数推計、通学区域見直し案を検討する際のシミュレーションの実施を指す。

8 入札参加資格の確認申請手続き

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、
 - (2) に示す書類を所定の日時及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出書類について

ア 提出書類

(ア) 制限付一般競争入札参加資格確認申込書

(イ) 7(5)の実績を示すもの（業務報告書等※）。

※ ただし、著作権などが発注者側にあるために報告書の提出が難しい場合は、別途「業務実績誓約書」の提出をもって代わりとすることができる。その際は本市から対象となる発注者（他市）へ入札参加資格の内容の業務実績の有無について確認を行うことで入札参加資格の審査を行うものとする。

イ 提出期間

令和4年6月7日（火）から令和4年6月16日（木）午後5時まで

ウ 受付場所

「17 問合せ先」のとおり。

なお、申込書等は持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

エ その他

- (ア) 申込書等の作成及び提出に係る費用等は提出者の負担とする。
- (イ) 提出された申込書等は返却しない。
- (ウ) 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- (エ) 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子メールにより通知する。(令和4年6月17日(金)午後5時頃通知予定)

また、入札参加資格を有すると認めた者については、併せて入札の開催案内も通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

9 質疑及び回答

(1) 質疑書受付期間

令和4年6月7日(火)から令和4年6月10日(金)午後5時までとし、電子メールにより受け付ける。

※「【学校規模適正化支援業務】」から始まる件名とすること。

メールアドレス kyokikak@city.suita.osaka.jp

(2) 回答期日

令和4年6月13日(月)午後5時30分までに電子メールにより、全ての者に回答する。なお、質疑がなかった場合は、電子メールは送信しない。

10 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和4年6月22日(水)午前10時(時間厳守)

(2) 入札場所

吹田市朝日町3番408号

さんくす3番館4階 教育委員会室

11 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下、「契約希望金額」。)をもって落札金額とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札で開札した場合において、入札価格が予定価格の制限の範囲内でないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
- (4) 再度入札を実施した場合において、入札価格が予定価格の制限の範囲内でないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市入札心得書（以下、「心得書」。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

14 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

15 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

16 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「吹田市物品購入契約等に係る制限付一般競争入札執行実施要領」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

17 問合せ先

吹田市朝日町3番401号

吹田市教育委員会 教育未来創生室（さんくす3番館4階）

電話 （06）6155-8135 FAX （06）6155-8077